

令和元年第5回市議会（定例会）

付議案件綴及び同説明資料綴

（その8）

堺市

目 次

	頁
議案第 77 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 78 号 堺市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例	5
議案第 79 号 堺市市税条例等の一部を改正する条例	9
議案第 80 号 堺市印鑑条例の一部を改正する条例	19
議案第 81 号 堺市暴力団排除条例の一部を改正する条例	21
議案第 82 号 堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	23
議案第 83 号 堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の 一部を改正する条例	25
議案第 84 号 南部大阪都市計画事業浜寺公園駅前土地区画整理事業施行規程を 廃止する条例	27
議案第 85 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	29
議案第 86 号 堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例	31
議案第 87 号 堺市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例	33
議案第 88 号 堺市公園条例等の一部を改正する条例	35
議案第 89 号 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例	39
議案第 90 号 堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の 一部を改正する条例	41
議案第 91 号 堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例の 一部を改正する条例	43
議案第 92 号 堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例	45
議案第 93 号 堺市下水道条例の一部を改正する条例	53
議案第 94 号 工事請負契約の締結について [上神谷高架橋耐震対策ほか工事]	57

議案第	95 号	土地の売払いについて	61
議案第	96 号	市道路線の認定について	65
報告第	16 号	調停の申立ての専決処分の報告について	77
報告第	17 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	81

令和元年第5回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和元年8月26日

堺市長 永藤英機

- | | | | |
|-----|----|---|--|
| 議案第 | 77 | 号 | 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 78 | 号 | 堺市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 79 | 号 | 堺市市税条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 80 | 号 | 堺市印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 81 | 号 | 堺市暴力団排除条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 82 | 号 | 堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する、
基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 83 | 号 | 堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の
一部を改正する条例 |
| 議案第 | 84 | 号 | 南部大阪都市計画事業浜寺公園駅前土地区画整理事業施行規程を
廃止する条例 |
| 議案第 | 85 | 号 | 堺市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 86 | 号 | 堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 87 | 号 | 堺市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 88 | 号 | 堺市公園条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 89 | 号 | 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 90 | 号 | 堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例 |
| 議案第 | 91 | 号 | 堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例の一部を
改正する条例 |
| 議案第 | 92 | 号 | 堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 93 | 号 | 堺市下水道条例の一部を改正する条例 |

議案第	94	号	工事請負契約の締結について	会 議 市 国 土 環 境 部 長
議案第	95	号	土地の売払いについて	
議案第	96	号	市道路線の認定について	
報告第	16	号	調停の申立ての専決処分の報告について	
報告第	17	号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成 25 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表の第 1 項の表堺市旧泉北すえむら資料館活用等事業者選定委員会の項及び堺市公募提案型協働推進事業選定委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の第 1 項の表堺市公募提案型協働推進事業選定委員会の項を削る改正規定は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する日の前日において、現に堺市公募提案型協働推進事業選定委員会の委員である者の任期は、この条例による改正前の別表の規定にかかわらず、同日までとする。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 旧泉北すえむら資料館活用等事業に係る事業者の選定が完了したため、当該選定についての審議及び審査に関する事務を行う堺市旧泉北すえむら資料館活用等事業者選定委員会を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 公募提案型協働推進事業の選定、事業評価等についての審議及び審査が完了したため、当該審議等に関する事務を行う堺市公募提案型協働推進事業選定委員会を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、1(2)に係る改正規定は、令和元年11月1日から施行するものであること。

堺市職員の分限に関する条例等の一部を改正 する条例

(堺市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の分限に関する条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項ただし書中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」及び「若しくは失職」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第23条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第4号中「処せられた」を「処せられた」に改める。

第24条第1項後段中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

(堺市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 堺市職員退職手当支給条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(堺市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 堺市職員等の旅費に関する条例(平成6年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「付属する」を「附属する」に改める。

第3条第3項中「第16条第2号、第3号若しくは第5号」を「第16条第1号、第2号若しくは第4号」に改める。

(堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項後段及び第18条第1項後段中「、若しくは地公法第16条第1号に該当して地公法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第21条第2項第2号中「(地公法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。
(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第6条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項ただし書中「、失職」を削り、同条第4項中「、失職し」を削る。

第23条第1項中「、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、失職し」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

堺市職員の分限に関する条例等の 一部改正について

1 改正の趣旨

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、次に掲げる条例について
所要の改正等を行うものであること。

- (1) 堺市職員の分限に関する条例（昭和 27 年条例第 12 号）
- (2) 堺市職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 6 号）
- (3) 堺市職員退職手当支給条例（昭和 31 年条例第 18 号）
- (4) 堺市職員等の旅費に関する条例（平成 6 年条例第 4 号）
- (5) 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 18 年条例第 38 号）
- (6) 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成 28 年条例第 49 号）

2 施行期日

令和元年 12 月 14 日から施行するものであること。

堺市市税条例等の一部を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例(昭和41年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第17条第6項中「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に改める。

第18条第7項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 当該該当することとなった日

第26条を次のように改める。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第26条 前条の特別徴収義務者は、法第321条の5の規定により、徴収した給与所得に係る特別徴収税額の月割額を、その徴収した月の翌月の10日までに、本市に納入しなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)

第26条の2 第25条の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下この条において「事務所等」という。)につき、市長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年の5月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事務所等において支払った給与に関し徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月の10日までに、本市に納入することができる。

第28条中「納付書により」を削る。

第29条第1項第5号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者(法第292条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者をいう。)」に改める。

第33条第1項中「法第349条の3第28項」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「平成31年新法」という。)

第 349 条の 3 第 28 項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項」に改め、同条第 2 項中「法第 349 条の 3 第 29 項」を「平成 31 年新法第 349 条の 3 第 29 項に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項」に改め、同条第 3 項中「法第 349 条の 3 第 30 項」を「平成 31 年新法第 349 条の 3 第 30 項に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項」に改める。

第 101 条中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 3 条の 2 第 1 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号。以下「平成 30 年改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（以下「平成 30 年新法」という。）」を「平成 31 年新法」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年新法」を「平成 31 年新法」に改め、同条第 4 項中「平成 31 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法（以下「平成 30 年旧法」という。）附則第 15 条第 18 項本文」を「平成 31 年新法附則第 15 条第 19 項本文」に改め、同条第 5 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年新法附則第 15 条第 32 項第 1 号イ」を「平成 31 年新法附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」に改め、同条第 6 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年新法附則第 15 条第 32 項第 2 号イ」を「平成 31 年新法附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」に改め、同条第 7 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年新法附則第 15 条第 32 項第 3 号イ」を「平成 31 年新法附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」に改め、同条第 8 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年旧法附則第 15 条第 37 項」を「平成 31 年新法附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 9 項中「平成 31 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年改正法第 2 条の規定による改正後の地方税法（以下「平成 31 年施行法」という。）附則第 15 条第 43 項」を「平成 31 年新法附則第 15 条第 44 項」に改め、同条第 10 項中「平成 31 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に、「平成 31 年施行法附則第 15 条第 44 項」を「平成 31 年新法附則第 15 条第 45 項」に改め、同条第 11 項中「平成 30 年改正法第 1 条中法附則第 15 条に 3 項を加える改正規定（同条第 47 項に係る部分に限る。）」を「生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）」に、「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に、「平成 31 年施行法附則第 15 条第 46 項」を「平成 31 年新法附則第 15 条第 47 項」に改める。

附則第 3 条の 2 の 2 中「平成 31 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年新法」を「平成 31 年新法」に改める。

附則第3条の3中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第3条の4第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同条第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改める。

附則第3条の5第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改める。

附則第3条の7中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第3条の8の次に次の1条を加える。

(高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の9 法附則第15条の8第4項に規定する市長が認める家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に政令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第4条の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第5条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第5条の2（見出しを含む。）及び附則第5条の3（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第6条第3項中「第4号」を「第5号」に改める。

附則第7条、附則第8条（見出しを含む。）、附則第8条の2（見出しを含む。）、附則第8条の3（見出しを含む。）及び附則第10条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第17条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第17条の2を削る。

附則第18条中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第 19 条の見出し中「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第 1 項中「附則第 30 条第 6 項第 1 号」を「附則第 30 条第 2 項第 1 号」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に、「附則第 17 条の 2 第 1 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

附則第 19 条第 2 項中「附則第 30 条第 7 項第 1 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号」に改め、「3 輪以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を加え、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に、「附則第 17 条の 2 第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

附則第 19 条第 3 項中「附則第 30 条第 8 項第 1 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に、「附則第 17 条の 2 第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

第 2 条 堺市市税条例の一部を次のように改正する。

第 54 条第 2 項中「前項」を「前項第 2 号」に、「納期限までに」を「当該軽自動車等を所有した日から 15 日以内に、次に掲げる事項を記載した」に、「同項」を「、同号」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 所在地及び名称

第 54 条第 2 項第 5 号を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の課税免除申請書に記載した事項に異動を生じた場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

第 60 条を次のように改める。

第 60 条 削除

附則第 18 条（見出しを含む。）中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条中「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項」を「法附則第 30 条第 1 項」に、「令和元年度分」を「当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附則第 19 条の見出しを「（令和 2 年度分及び令和 3 年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例）」に改め、同条第 1 項中「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年度分の軽自動車税」を「令和 2 年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」に、「令和元年度分の軽自動車税」を「令和 3 年度分の軽自動車税の種別割」に、

「第 2 号ア	3,900 円	を	「第 2 号ア（イ） 第 2 号ア（ウ） a 第 2 号ア（ウ） b	3,900 円	に
	6,900 円			6,900 円	
	10,800 円			10,800 円	
	3,800 円			3,800 円	
	5,000 円			5,000 円	

改め、同条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「ガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年度分の軽自動車税」を「令和 2 年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」に、「令和元年度分の軽自動車税」を「令和 3 年度分の軽自動車税の種別割」に、

「第 2 号ア	3,900 円	を	「第 2 号ア（イ） 第 2 号ア（ウ） a 第 2 号ア（ウ） b	3,900 円	に
	6,900 円			6,900 円	
	10,800 円			10,800 円	
	3,800 円			3,800 円	
	5,000 円			5,000 円	

改め、同条第 3 項中「3 輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの」に、

「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年度分の軽自動車税」を「令和 2 年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」に、「令和元年度分の軽自動車税」を「令和 3 年度分の軽自動車税の種別割」に、

「第 2 号ア	3,900 円	を	「	第 2 号ア (イ)	3,900 円	に
	6,900 円			第 2 号ア (ウ) a	6,900 円	
	10,800 円				10,800 円	
	3,800 円			第 2 号ア (ウ) b	3,800 円	
	5,000 円				5,000 円	

改める。

附則第 20 条（見出しを含む。）中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

附則第 21 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の場合においては、第 54 条の規定にかかわらず、大阪府税条例（昭和 25 年大阪府条例第 75 号）第 63 条の 3 第 1 項に規定する自動車に相当する 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第 21 条の 2 中「大阪府税条例（昭和 25 年大阪府条例第 75 号）」を「大阪府税条例」に改める。

附則第 21 条の 5 の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 54 条の 3 第 2 号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が法附則第 29 条の 8 の 2 に規定する特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。
- 4 法第 451 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車であって自家用のものに対しては、当該軽自動車の取得が前項に規定する特定期間に行われたときに限り、第 54 条の 3 第 1 号の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第 3 条 堺市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 19 条の見出し中「及び令和 3 年度分」を「から令和 5 年度分まで」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 55 条

の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第1項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(堺市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、堺市市税条例第60条の改正規定中「の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条」を削り、同条例附則第18条の次に7条を加える改正規定中「附則第17条の2又は附則第19条」を「前条」に改める。

第5条 堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、堺市市税条例第28条に2項を加える改正規定（同条第2項に係る部分に限る。）中「法人の市民税の申告」を「法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織による法人の市民税の申告」に、「同項」を「同項から第59項まで」に改め、同改正規定（同条第3項に係る部分に限る。）中「同項の申告」を「申告」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第1条中第29条の改正規定 令和3年1月1日
- (3) 第3条の規定 令和3年4月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

2 前項第2号に掲げる改正規定による改正後の堺市市税条例第29条第5号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 第2条の規定による改正後の堺市市税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用し、同条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

4 第3条の規定による改正後の堺市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

堺市市税条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）の施行に伴う所要の改正等を行うものであること。

- (1) 個人の市民税について、単身児童扶養者に係る非課税措置の創設に伴い、減免規定の改正を行うもの
- (2) 軽自動車税の環境性能割について、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの特定期間取得した自家用の 3 輪以上の軽自動車（乗用のものに限る。）に係る税率を、1 % 分軽減するものその他賦課徴収の特例に伴う所要の改正を行うもの
- (3) 軽自動車税（令和元年 10 月 1 日以後については、軽自動車税の種別割）のグリーン化特例について、適用期間を延長するとともに、令和 3 年 4 月 1 日以後に新車新規登録等を受けた自家用の 3 輪以上の軽自動車（乗用のものに限る。）から、対象の重点化及び基準の見直しを行うもの
- (4) 固定資産税について、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の創設に伴い、申請方法を規定するもの
- (5) 規定の整備を行うもの

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであること。

- (1) 1 (1) に係る改正規定 令和 3 年 1 月 1 日
- (2) 1 (2) に係る改正規定 令和元年 10 月 1 日
- (3) 1 (3) に係る改正規定 令和元年 10 月 1 日、令和 3 年 4 月 1 日

堺市印鑑条例の一部を改正する条例

堺市印鑑条例（昭和 62 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する一の旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項」を「令第 30 条の 16 第 1 項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第 2 号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第 6 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

- (4) 氏名（住民票に旧氏が記録されている者にあつては氏名及び旧氏、住民票に通称が記録されている外国人住民にあつては氏名及び通称）

第 12 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 氏名（住民票に旧氏が記録されている者にあつては氏名及び旧氏、住民票に通称が記録されている外国人住民にあつては氏名及び通称）

附 則

この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

堺市印鑑条例の一部改正について

1 改正の趣旨

住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）により、氏に変更があった者の旧氏の住民票への記載について定められたことに伴い、及び印鑑登録事務処理要領（昭和 49 年 2 月 1 日自治振第 10 号自治省行政局振興課長通知）の一部改正に鑑み、所要の改正等を行うものであること。

- (1) 住民票に旧氏の記載がある者について、登録できる印鑑の種類を拡充し、当該旧氏を表す印鑑等を登録できることとするもの
- (2) 印鑑登録票及び印鑑登録証明書における登録事項として、住民票に旧氏の記載がある者に係る当該旧氏を追加するもの
- (3) 規定の整備を行うもの

2 施行期日

令和元年 11 月 5 日から施行するものであること。

堺市暴力団排除条例の一部を改正する条例

堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「第 2 条第 2 号」を「第 2 条第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市暴力団排除条例の一部改正について

1 改正の趣旨

堺市個人情報保護条例(平成 14 年条例第 38 号)の改正に伴う堺市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 35 号)における所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例

堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部改正につ いて

1 改正の趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和元年 10 月 1 日から施行するものであること。

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する 条例の一部を改正する条例

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成 27 年条例第 13 号）の一部を、次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 13 条第 1 項」の次に「（法第 30 条の 3 において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同項」を「法第 13 条第 1 項」に改め、同条第 2 号中「第 14 条第 1 項」の次に「（法第 30 条の 3 において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「又は同項」を「又は法第 14 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する 条例の一部改正について

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正に伴い、子育てのための施設等利用給付について、法の規定による報告、物件の提出又は提示をしない者等に対し、過料を科す旨定めることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和元年 10 月 1 日から施行するものであること。

南部大阪都市計画事業浜寺公園駅前土地区画 整理事業施行規程を廃止する条例

南部大阪都市計画事業浜寺公園駅前土地区画整理事業施行規程(平成18年条例第60号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南部大阪都市計画事業浜寺公園駅前土地区画 整理事業施行規程の廃止について

1 廃止の理由

南部大阪都市計画事業浜寺公園駅前土地区画整理事業の清算金徴収交付事務が完了し、土地区画整理事業の全てが終了したため、南部大阪都市計画事業浜寺公園駅前土地区画整理事業施行規程（平成 18 年条例第 60 号）を廃止するものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「証明書」の次に「及び法第15条の4の規定に基づく除票の写し又は除票に記載をした事項に関する証明書」を加え、同条第4号中「写し」の次に「及び法第21条の3の規定に基づく戸籍の附票の除票の写し」を加える。

第34条第3号、第34条の3第3号及び第34条の5第6号中「587,900円」を「598,700円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条、第34条の3及び第34条の5の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の一部改正により、住民票の除票等に係る規定が設けられたことに伴い、及び住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長通知）の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うものであること。
- (2) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正により、令和元年 10 月 1 日以後、消費税率及び地方消費税率が 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることを踏まえ、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、1(2)に係る改正規定は、令和元年 10 月 1 日から施行するものであること。

堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(堺市道路占用料条例の一部改正)

第1条 堺市道路占用料条例(昭和28年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(堺市準用河川占用料条例の一部改正)

第2条 堺市準用河川占用料条例(平成12年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表の備考3中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(堺市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 堺市法定外公共物管理条例(平成16年条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表の備考3中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後に開始する占有又は使用に係る占有料又は使用料(この条例の公布の日前になされた申請に係るものを除く。)について適用し、同日前に開始する占有又は使用に係る占有料又は使用料については、なお従前の例による。

堺市道路占用料条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正により、令和元年 10 月 1 日以後、消費税率及び地方消費税率が 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴い、次に掲げる条例について所要の改正を行うものであること。

- (1) 堺市道路占用料条例（昭和 28 年条例第 9 号）
- (2) 堺市準用河川占用料条例（平成 12 年条例第 25 号）
- (3) 堺市法定外公共物管理条例（平成 16 年条例第 51 号）

2 施行期日

令和元年 10 月 1 日から施行するものであること。

堺市自転車等の放置防止に関する条例の 一部を改正する条例

堺市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 62 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「250 円」を「270 円」に改め、「前納しなければ」を「納付しなければ」に改める。

第 16 条第 5 項及び第 6 項中「第 1 項から前項まで」を「前各項」に改める。

第 17 条の 8 第 4 項中「前納しなければ」を「納付しなければ」に改める。

第 25 条第 1 項中「又は管理者」を「若しくは管理者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

堺市自転車等の放置防止に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正により、令和元年 10 月 1 日以後、消費税率及び地方消費税率が 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることを踏まえ、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

令和元年 10 月 1 日から施行するものであること。

堺市公園条例等の一部を改正する条例

(堺市公園条例の一部改正)

第1条 堺市公園条例(昭和35年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号アを次のように改める。

ア 主たる事務所の所在地並びに団体の名称及び代表者の氏名(個人にあっては、住所及び氏名。以下同じ。)

第9条第1項第2号アを次のように改める。

ア 主たる事務所の所在地並びに団体の名称及び代表者の氏名

第9条第1項第3号アを次のように改める。

ア 主たる事務所の所在地並びに団体の名称及び代表者の氏名

第9条第2項第1号を次のように改める。

(1) 主たる事務所の所在地並びに団体の名称及び代表者の氏名

第21条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第32条第1項第3号中「また、」を削り、同項第5号中「その指定」を「指定」に改める。

別表第2中「(第12条関係)」を「(第12条、第31条関係)」に、「93円」を「100円」に、「370円」を「400円」に、「7,600円」を「7,740円」に改める。

別表第3中

田園公園	泉ヶ丘プール
------	--------

 を削る。

別表第4第1項の表中「40,730円」を「41,480円」に、「13,570円」を「13,820円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「6,780円」を「6,900円」に、「4,930円」を「5,020円」に改め、別表第4第2項の表中「200円」を「220円」に改め、別表第4第3項の表中「6,170円」を「6,280円」に、「1,020円」を「1,030円」に改め、別表第4第4項の表中「35,790円」を「36,450円」に改め、別表第4第5項の表中「200円」を「220円」に改め、別表第4第6項の表中「51,420円」を「52,370円」に改め、別表第4第8項の表中「1,230円」を「1,250円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「610円」を「620円」に、「18,510円」を「18,850円」に、「37,020円」を「37,700円」に、「222,170円」を「226,280円」に改める。

円」に改め、別表第4第9項の表中「各公園プール」を「金岡公園プール及び大浜公園プール」に、「510円」を「330円」に、「200円」を「220円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「20,570円」を「20,950円」に改める。

(堺市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 堺市公園条例の一部を改正する条例（平成29年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第4第9項の改正規定中「各公園（原山公園を除く。）のプール」を「金岡公園プール及び大浜公園プール」に、「1人1回 510円」を「1人1回 330円」に、「200円」を「220円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「20,570円」を「20,950円」に、「900円」を「910円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「610円」を「620円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「9,250円」を「9,420円」に、「20円」を「23円」に改める。

(堺市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 堺市公園条例の一部を改正する条例（平成31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第4第8項の表の改正規定中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表備考第1号の次に1号を加える改正規定中「前号の」を「同号の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条による改正後の第21条第2項、別表第2及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に開始する占用又は使用に係る占用料又は使用料（この条例の公布の日前になされた申請に係るものを除く。）について適用し、同日前に開始する占用又は使用に係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。

堺市公園条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正により、令和元年 10 月 1 日以後、消費税率及び地方消費税率が 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることを踏まえ、所要の改定を行うものであること。
- (2) 田園公園の有料施設である泉ヶ丘プールについて施設の老朽化が進行していること及び泉北ニュータウンの再生に資する原山公園の再整備により同公園にプール等の新たな有料施設を設置することから、泉ヶ丘プールを廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和元年 10 月 1 日から施行するものであること。

堺市消防手数料条例の一部を改正する条例

堺市消防手数料条例（平成 20 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「1,580,000 円」を「1,590,000 円」に、「1,940,000 円」を「1,950,000 円」に、「2,260,000 円」を「2,270,000 円」に改める。

別表第 6 の 1 の項中「別表第 1 第 6 号」を「別表第 1 の 6 の項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

堺市消防手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正を踏まえ、特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る手数料について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和元年 10 月 1 日から施行するものであること。

堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 20 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同条第 3 号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第 2 号とする。

第 5 条第 2 項各号列記以外の部分中「失なう」を「失う」に改め、同項第 2 号中「前条各号（第 3 号を除く。）のいずれか」を「前条第 1 号」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「並びに条例」を「、条例」に改める。

・ 附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正を踏まえ、消防団員の欠格条項及び分限に係る規定の見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和元年 12 月 14 日から施行するものであること。

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に 関する条例の一部を改正する条例

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例（昭和 26 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「入学検定料」の次に「(以下これらを「授業料等」という。)」を加え、「保育料(以下これらを「授業料等」という。)」を「保育料」に改める。

第 2 条の見出し及び同条第 1 項中「授業料等」の次に「及び保育料」を加え、同条第 3 項中「及び保育料」を削る。

第 3 条第 3 項を削る。

第 4 条（見出しを含む。）及び第 5 条中「授業料等」の次に「及び保育料」を加える。

別表中「徴収金額」を「金額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和元年 9 月以前の月分の保育料（同年 10 月 1 日以後に徴収すべき事由が生じたものを含む。）については、この条例による改正後の堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に 関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）の一部改正により、幼児教育保育無償化に係る規定が追加されたことに伴い、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和元年 10 月 1 日から施行するものであること。

堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、所有者は」を削り、「本市の給水区域内に居住する代理人を選定し、連署で管理者に届け出なければならない」を「管理者は、当該所有者をして市内に居住する代理人を選定させることができる」に改める。

第6条第1項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第8条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「同項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とする。

第10条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第13条第1項中「次の各号」を「水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の3第1項各号」に、「管理者の指定を受けたもの」を「、法第16条の2第1項の規定に基づき管理者が指定したもの」に改め、同項各号及び同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の指定」を「前項の規定による指定又は法第25条の3の2第1項の更新」に、「指定手数料」を「別表の指定手数料」に、「指定を」を「指定又は更新を」に改め、「（以下「指定証書」という。）」を削り、「指定証書交付手数料」を「同表の指定証書交付手数料」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「その他」を「前2項に定めるもののほか、」に改め、同項を同条第3項とする。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「並びに前条の間接経費」を削り、同項ただし書中「第12条第3項」を「同条第3項」に改め、同条第2項中「及び間接経費」を削る。

第19条第4項を削る。

第20条第1項ただし書中「又は」を「、若しくは」に改め、「変更して」の次に「、又は随時に」を加える。

第25条第2項中「1個のメーターで2以上の専用給水装置を使用した場合及び同条第3項に規定する」を削る。

第 26 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項及び第 5 項を 1 項ずつ繰り上げ、同条第 6 項中「月の中途」を「計量期間（定例日から次の定例日までの期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）の中途」に、「その月」を「その計量期間」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「月の」を「計量期間の」に、「場合において」を「場合について」に、「月分」を「計量期間分」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条第 7 項とする。

管理者は、次に掲げる建物の所有者又は総代人から申請があった場合は、当該建物の総使用水量をその総使用戸数で除して得た水量について料金を算定することができる。

第 26 条第 9 項中「第 4 項、第 6 項及び第 7 項」を「第 3 項、第 5 項及び第 6 項」に改め、同項を同条第 8 項とする。

第 27 条第 1 項を次のように改める。

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）第 2 条の規定により大阪府知事が指定した統制額の適用を受ける公衆浴場に係る従量料金について、当該公衆浴場を経営する者から申請があった場合は、第 25 条第 4 項の規定にかかわらず、次の表のとおりとすることができる。

使用区分 (メーター 1 個 1 月につき)	従量料金 (1 立方メートルにつき)
使用水量が 1,000 立方メートルまでの分	105 円
使用水量が 1,000 立方メートルを超え、 2,000 立方メートルまでの分	110 円
使用水量が 2,000 立方メートルを超える分	200 円

第 28 条第 2 項中「変更して」の次に「、又は随時に」を加え、同条第 6 項中「前項」を「第 4 項」に改める。

第 28 条の 2 を次のように改める。

(料金の変更に伴う措置)

第 28 条の 2 料金の額の変更に伴い、既納の料金に過不足が生じたときは、その差額を追徴し、若しくは未納の料金で精算し、又は以後に徴収する料金で調整を行うものとする。ただし、精算する料金がないとき、又は調整を行うことが困難であると管理者が認めるときは、還付することができる。

第 30 条第 1 項中「前納し」を「納付し」に改め、同条第 2 項ただし書中「応じる加入金の額と改造前のメーターの口径に応じる加入金の額との差額」を「応じ同表に定める金額と改造前のメーターの口径に応じ同表に定める金額との差額に 100 分の 110 を乗じて得

た額」に改める。

第 30 条の 2 を次のように改める。

(加入金の算定の特例)

第 30 条の 2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に係る加入金の額は、当該各号に定めるところによる。ただし、管理者が特に認めた建物又は施設に係る加入金の額は、管理者が別に定める額とする。

- (1) 新たに貯水槽方式の建物又は施設に給水する場合 集約管の最大口径部分を前条第 2 項の表に掲げるメーターの口径とみなして同項の規定により計算した額（複数の集約管があるときは、集約管ごとに計算した額の合計額）
- (2) 貯水槽方式の建物又は施設の集約管を改造する場合 改造後及び改造前の集約管の最大口径部分をそれぞれ前条第 2 項の表に掲げるメーターの口径とみなして、同項ただし書を適用して計算した額（改造後又は改造前における集約管が複数であるときは、改造後の集約管ごとに計算した額の合計額と改造前の集約管ごとに計算した額の合計額との差額）
- (3) 貯水槽方式の建物又は施設について貯水槽方式から直結直圧方式又は直結増圧方式に改造する場合 改造後のメーターごとに計算した額の合計額と改造前の集約管の最大口径部分を前条第 2 項の表に掲げるメーターの口径とみなして同項の規定により計算した額との差額（改造前に複数の集約管があるときは、改造後のメーターごとに計算した額の合計額と改造前の集約管ごとに計算した額の合計額との差額）

第 32 条に後段として次のように加える。

この場合においては、第 28 条の 2 の規定を準用する。

第 2 条 堺市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第 25 条第 4 項の表中

従量料金 1 立方メートルにつき
40 円
125 円
125 円
185 円
230 円
275 円
310 円
325 円
335 円

を

従量料金 (1 立方メートルにつき)
37 円
122 円
122 円
182 円
227 円
272 円
307 円
322 円
332 円

に改める。

第 26 条第 5 項を次のように改める。

5 給水装置の使用を開始したとき、又は休止したときにおける料金のうち、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間に係るものについては、次項及び第 7 項の規定により算定するものとする。

- (1) 使用を開始したとき。 給水装置の使用を開始した日から直後の定例日までの期間
- (2) 使用を休止したとき。 直前の定例日から給水装置の使用を休止した日までの期間
- (3) 使用を開始し、かつ、直後の定例日までに使用を休止したとき。 給水装置の使用を開始した日から休止した日までの期間

第 26 条第 8 項中「及び第 6 項」を「から第 8 項まで」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条中第 7 項を第 9 項とし、同条第 6 項中「計量期間」の次に「(定例日から次の定例日までの期間をいう。以下この項において同じ。)」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条第 5 項の次に次の 2 項を加える。

6 前項に規定する期間の基本料金の額については、次の各号に掲げる使用日数の区分に応じ、当該各号に定める額（1 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

- (1) 31 日以内の場合 200 円に、前条第 3 項の規定により算定した基本料金の額から 200 円を減じた額を 31 で除して得た額に当該使用日数を乗じて得た額を加えた額
- (2) 31 日を超える場合 次に掲げる額を合計した額

ア 31 日ごとに、前条第 3 項の規定により算定した基本料金の額

イ 使用日数からアの規定により基本料金を算定した日数を減じた日数（以下「残日数」という。）については、前条第 3 項の規定により算定した基本料金の額を 31 で除して得た額に残日数を乗じて得た額

7 第 5 項に規定する期間の従量料金は、当該期間に係る使用日数について 31 日を 1 月として算定し、31 日に満たない端数が生じる場合は、当該端数の日数を 1 月とみなして算定する。

第 27 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 28 条第 4 項中「料金の算定方法」を「第 26 条第 5 項各号に規定する期間の料金は、当該期間ごとに徴収し、その算定方法の詳細」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和元年 12 月 1 日から施行

する。

(経過措置)

- 2 令和元年12月1日（以下「施行日」という。）前から給水装置の使用が継続している場合について、施行日前における直近の計量の日（翌日から施行日以後における最初の計量の日までの間における使用水量に係る基本料金及び従量料金（第2条の規定による改正前の堺市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）第27条第2項の規定により算定するものを除く。）は、第2条の規定による改正後の堺市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の規定により算定するものとする。ただし、施行日以後における最初の計量の日が旧条例第20条第1項ただし書の規定により施行日前から施行日以後に変更されたものである場合の当該計量における使用水量（新条例第21条の規定により認定するものを含む。）に係る料金の額は、新条例の規定にかかわらず、旧条例の規定により算定するものとする。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第27条第2項の規定の適用を受けている者に対する次の各号に掲げる期間における使用水量（新条例第21条の規定により認定するものを含む。）に係る料金の額は、新条例の規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより算定した額とする。
- (1) 施行日前における直近の計量の日（翌日から施行日以後における最初の計量の日（次号において「施行後計量日」という。）までの期間 旧条例第27条第2項の規定により算定した額
- (2) 施行後計量日の翌日から令和2年6月1日（次項において「基準日」という。）以後における最初の計量の日までの期間 新条例第25条第4項の規定により算定した額から旧条例第27条第2項の規定により算定した額を減じた額に100分の50を乗じて得た額を、新条例第25条第4項の規定により算定した額から減じた額
- 4 第2項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、第2項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第1号	使用水量	使用水量及び当該計量の日（翌日から次の計量の日までの使用水量
	旧条例の規定	旧条例第27条第2項の規定
前項第2号	施行日	基準日
	使用水量	使用水量及び当該計量の日（翌日から次の計量の日までの使用水量
	旧条例の規定により算定	附則第3項第2号に定める額と

(適用区分)

- 5 第1条の規定による改正後の第30条第2項及び第30条の2の規定は、この条例の公布の日以後に第11条の規定により申込みがなされた工事に係る加入金について適用し、同日前に申込みがなされた工事に係る加入金については、なお従前の例による。
- 6 新条例第26条第5項から第7項までの規定は、給水装置の使用を開始した日以後における最初の計量の日又は給水装置の使用を休止した日が施行日以後であるものから適用し、同日前であるものについては、なお従前の例による。

水回りの改修工事等による給水装置の取替	単水取替	単水取替
給水装置の取替工事	給水装置の取替	給水装置の取替
給水装置の取替工事	給水装置の取替	給水装置の取替
給水装置の取替工事	給水装置の取替	給水装置の取替
給水装置の取替工事	給水装置の取替	給水装置の取替
給水装置の取替工事	給水装置の取替	給水装置の取替
給水装置の取替工事	給水装置の取替	給水装置の取替
給水装置の取替工事	給水装置の取替	給水装置の取替
給水装置の取替工事	給水装置の取替	給水装置の取替
給水装置の取替工事	給水装置の取替	給水装置の取替

堺市水道事業給水条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 平成 30 年 4 月 1 日付けで大阪広域水道企業団が経営する水道用水供給事業の給水料金が改定されたことを踏まえ、本市の水道使用に係る従量料金について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 給水装置の使用を開始し、又は休止した場合における料金の算定方法について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 制度の適用及び料金負担における公平性に鑑み、福祉等施設に対する料金算定の特例を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。
- (4) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の一部改正により、指定給水装置工事事業者の更新制が導入されることに伴う所要の改正を行うものであること。
- (5) 規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、1 (1) から (3) までに係る改正規定は、令和元年 12 月 1 日から施行するものであること。

堺市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第3項第1号中「エ」を「オ」に改める。

第5条の3第1項第4号アを次のように改める。

ア 心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの

第5条の3第1項第4号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第6条の3第2項第1号を次のように改める。

(1) 心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの

第6条の3第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第14条中「その者に対して市内に居住する代理人の選定を命ずる」を「、その者をして市内に居住する代理人を選定させる」に改める。

第17条中「市」を「管理者」に改める。

第2条 堺市下水道条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(20) 責任技術者 下水道排水設備工事責任技術者として大阪府下水道協会（以下「府協会」という。）の登録を受け、府協会から下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けている者をいう。

第5条の2第3項第4号中「下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）」を「責任技術者」に改める。

第6条第1項中「次条第1項に規定する責任技術者の登録を受けている者」を「責任技術者」に改める。

第6条の2から第6条の4までを削り、第6条の5及び第6条の6を次のように改める。

(責任技術者証の携帯)

第6条の2 責任技術者は、排水設備の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、本市の職員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(責任技術者の登録の取消し等)

第6条の3 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該責任技術者に係る登録の取消し又は効力の停止について府協会に求めることができる。

(1) 法、下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)又はこの条例若しくはこれに基づく規程の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、責任技術者として不適当と管理者が認めるとき。

第6条の7を削る。

第19条を次のように改める。

(使用料算定の特例)

第19条 前条第1項の規定にかかわらず、公共下水道の使用を開始したとき、又は休止したときにおける使用料のうち、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間に係るものについては、次項及び第3項の規定により算定するものとする。

(1) 使用を開始したとき。 公共下水道の使用を開始した日から直後の定例日(堺市水道事業給水条例(昭和33年条例第13号)第20条第1項に規定する日をいう。以下同じ。)までの期間

(2) 使用を休止したとき。 直前の定例日から公共下水道の使用を休止した日までの期間

(3) 使用を開始し、かつ、直後の定例日までに使用を休止したとき。 公共下水道の使用を開始した日から休止した日までの期間

2 前項に規定する期間の基本使用料の額については、次の各号に掲げる使用日数の区分に応じ、当該各号に定める額(1円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

(1) 31日以内の場合 200円に、別表第1に定める基本使用料の額から200円を減じた額を31で除して得た額に当該使用日数を乗じて得た額を加えた額

(2) 31日を超える場合 次に掲げる額を合計した額

ア 31日ごとに、別表第1に定める基本使用料の額

イ 使用日数からアの規定により基本使用料を算定した日数を減じた日数(以下「残日数」という。)については、別表第1に定める基本使用料の額を31で除して得た

額に残日数を乗じて得た額

- 3 第1項に規定する期間の従量使用料は、当該期間に係る使用日数について31日を1月として算定し、31日に満たない端数が生じる場合は、当該端数の日数を1月とみなして算定する。

第20条第2項中「(昭和33年条例第13号)」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2

種類	金額 (1件につき)
市指定排水設備工事業者指定手数料	9,000円
市指定排水設備工事業者指定更新手数料	1,000円
市指定排水設備工事業者指定証書交付手数料	1,000円
証明手数料	200円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定中第19条及び第20条の改正規定 令和元年12月1日

(2) 第2条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 令和2年4月1日

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の際、現に同条による改正前の堺市下水道条例第6条の2に規定する責任技術者の登録を受けている者は、当該登録に係る有効期間内に限り、第2条の規定による改正後の堺市下水道条例(以下「新条例」という。)第2条第20号に規定する責任技術者とみなす。

(適用区分)

- 3 新条例第19条の規定は、公共下水道の使用を開始した日以後における最初の計量の日又は公共下水道の使用を休止した日が令和元年12月1日以後であるものから適用し、同日前であるものについては、なお従前の例による。

堺市下水道条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 大阪府下水道協会において、大阪府内各市町村の下水道排水設備工事責任技術者の登録及び登録の更新に係る業務が一元化されることに伴う所要の改正を行うものであること。
- (2) 公共下水道の使用を開始し、又は休止した場合における使用料の算定方法について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の制定を踏まえ、所要の改正を行うものであること。
- (4) 規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 1(2)の改正規定 令和元年12月1日
- (2) 1(1)の改正規定 令和2年4月1日

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 上神谷高架橋耐震対策ほか工事
- 2 工事概要 工事延長 L = 130.0 m
落橋防止装置工 N = 46 組
支承補強装置工 N = 96 組
橋脚コンクリート巻立て工 N = 6 基
断面修復工 N = 1 橋
はく落防止工 A = 200㎡
仮設工 一式
その他 一式
- 3 契約の相手方 堺市堺区甲斐町東 4 丁 2 番 20 号
五大・松尾建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社五大コーポレーション
代表取締役 金戸 修藏
他の構成員 株式会社松尾組
代表取締役 松尾 啓一
- 4 契約金額 522,170,000 円
うち取引に係る消費税額等 47,470,000 円
- 5 仮契約の日 令和元年 7 月 18 日

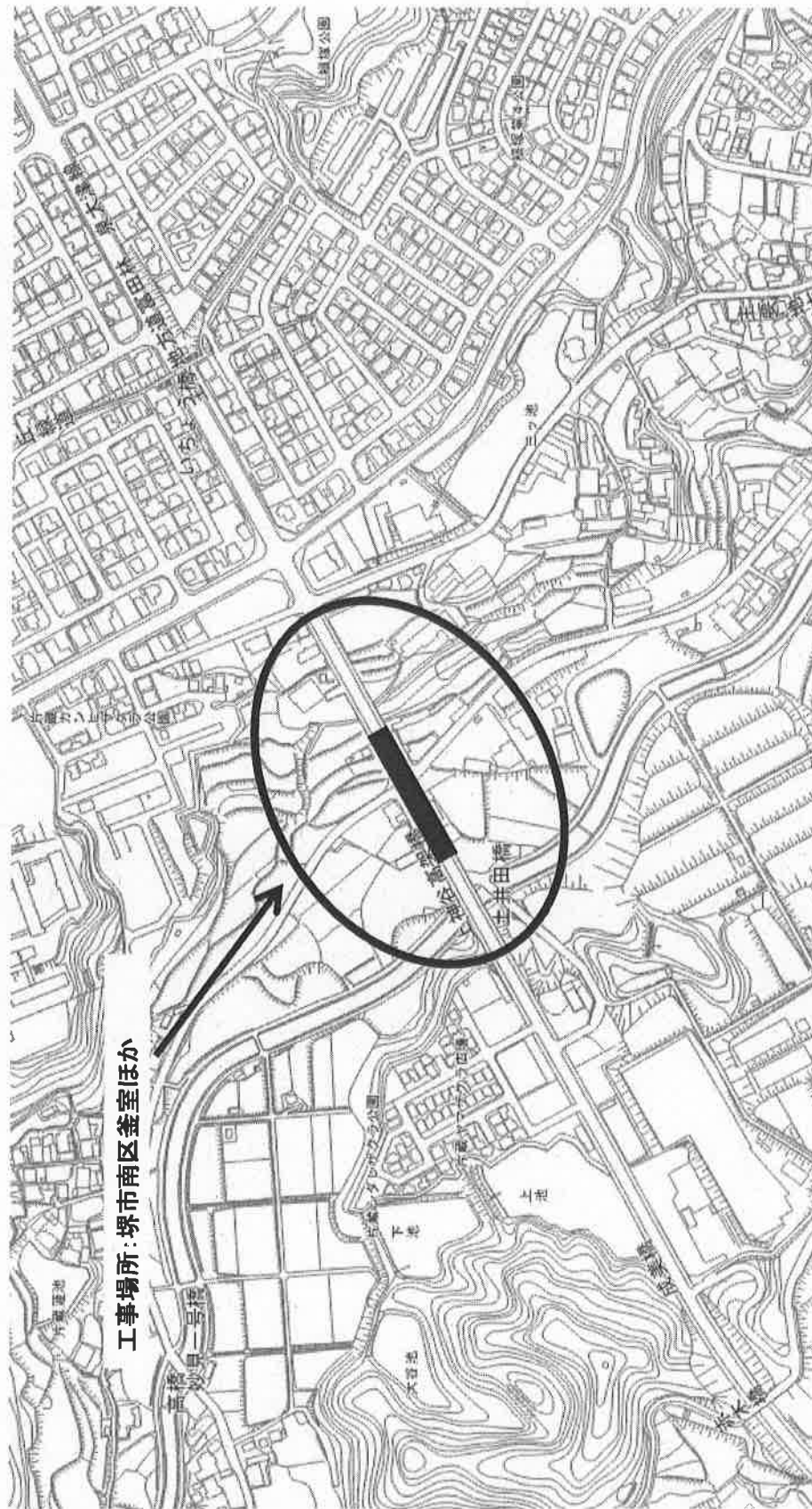
工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和2年3月30日まで
- 3 入札執行日時 令和元年6月28日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参 加 者	経 過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備 考
五 大 ・ 松 尾 建設工事共同企業体		113.3	474,700,000	23.867	落札(低入札価格調査の結果)
利 晃 ・ 木 下 ・ 隆 栄 建設工事共同企業体		112	475,100,000	23.573	
今 重 ・ 照 建 建設工事共同企業体		107	474,900,000	22.531	
日 野 ・ 南 街 建設工事共同企業体		108	481,350,000	22.436	
橋 建 設 ・ 近 畿 ヒ ノ デ 建設工事共同企業体		108	538,260,000	20.064	
大 容 ・ 味 起 央 建設工事共同企業体			辞退		
正 興 建 設 ・ み つ ば 工 業 建設工事共同企業体			辞退		

(備考) 予定価格 588,883,000 円、調査基準価格 534,841,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。



土地の売払いについて

次のとおり土地の売払いを行うものとする。

1 土地の表示

【田園公園】

所在地	地目	地積 (㎡)
堺市南区三原台一丁 3 番 11	公園	807.78
堺市南区三原台二丁 2 番 11	公園	44,276.86
堺市南区三原台一丁 3 番 13	宅地	3,918.00

【三原公園】

所在地	地目	地積 (㎡)
堺市南区三原台一丁 3 番 12	公園	4,297.80

2 売払いの相手方

大阪府東大阪市長若江三丁目 4 番 1 号

学校法人 近畿大学 代表者 理事長 清水 由洋

3 処分金額

金 2,226,561,174 円

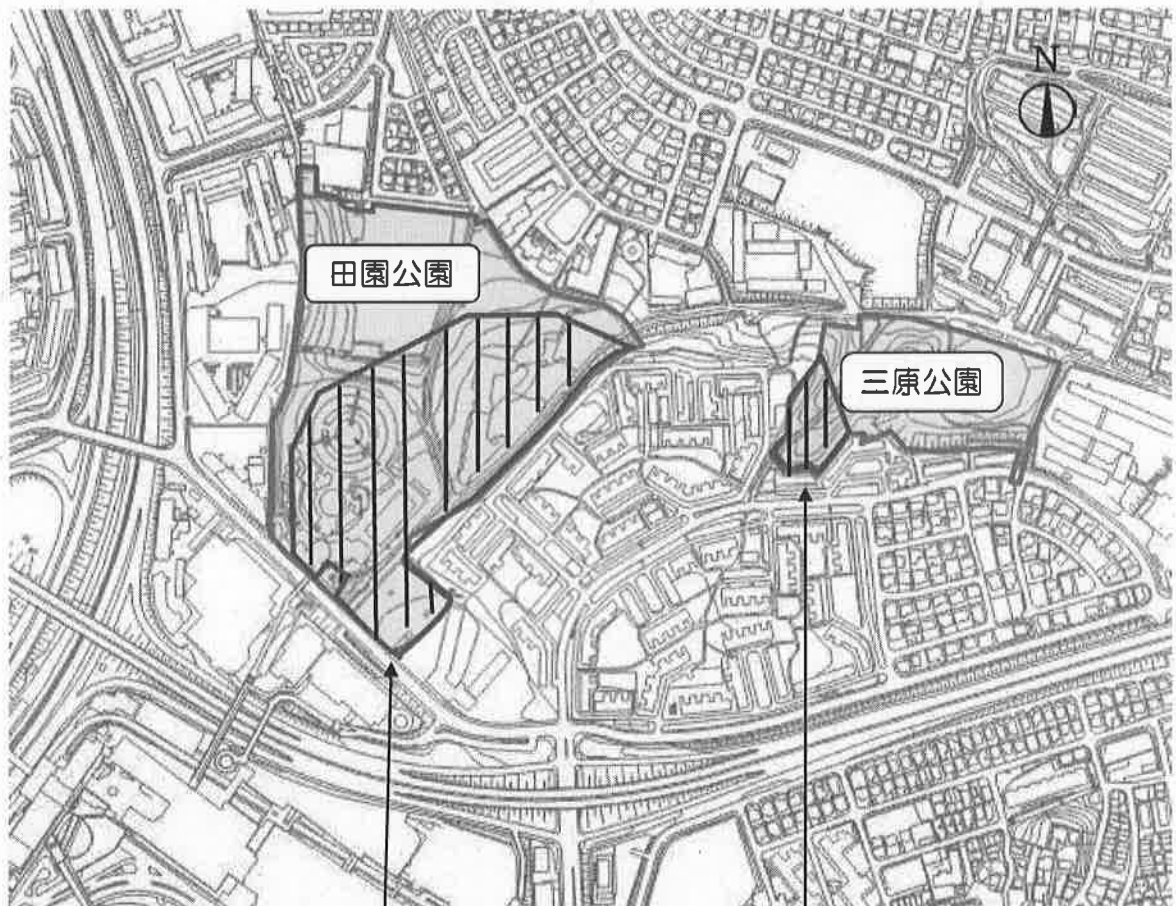
土地の売払いについて

泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部等の設置のため、相手方に田園公園及び三原公園の一部(53,300.44㎡)の売払いを行うものである。

用途・面積	買主	買付額
田園公園	近大	11,000㎡(11,000㎡)
三原公園	近大	11,000㎡(11,000㎡)
田園公園	近大	11,000㎡(11,000㎡)

用途・面積	買主	買付額
田園公園	近大	11,000㎡(11,000㎡)

売払い予定地付近見取り図



売払い予定地：堺市南区三原台一丁 3 番 11
堺市南区三原台一丁 3 番 13
堺市南区三原台二丁 2 番 11

売払い予定地：堺市南区三原台一丁 3 番 12

市道路線の認定について

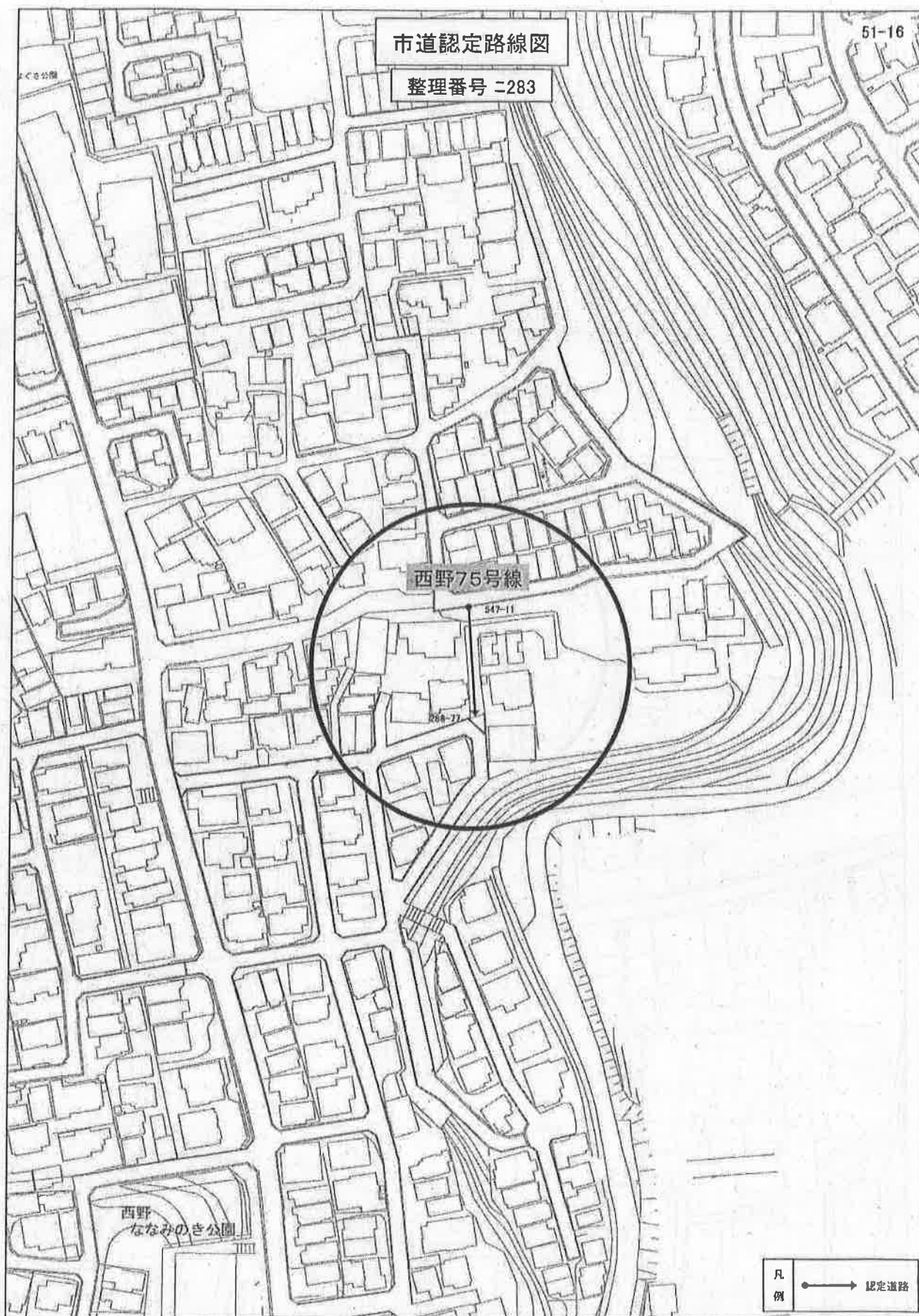
市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

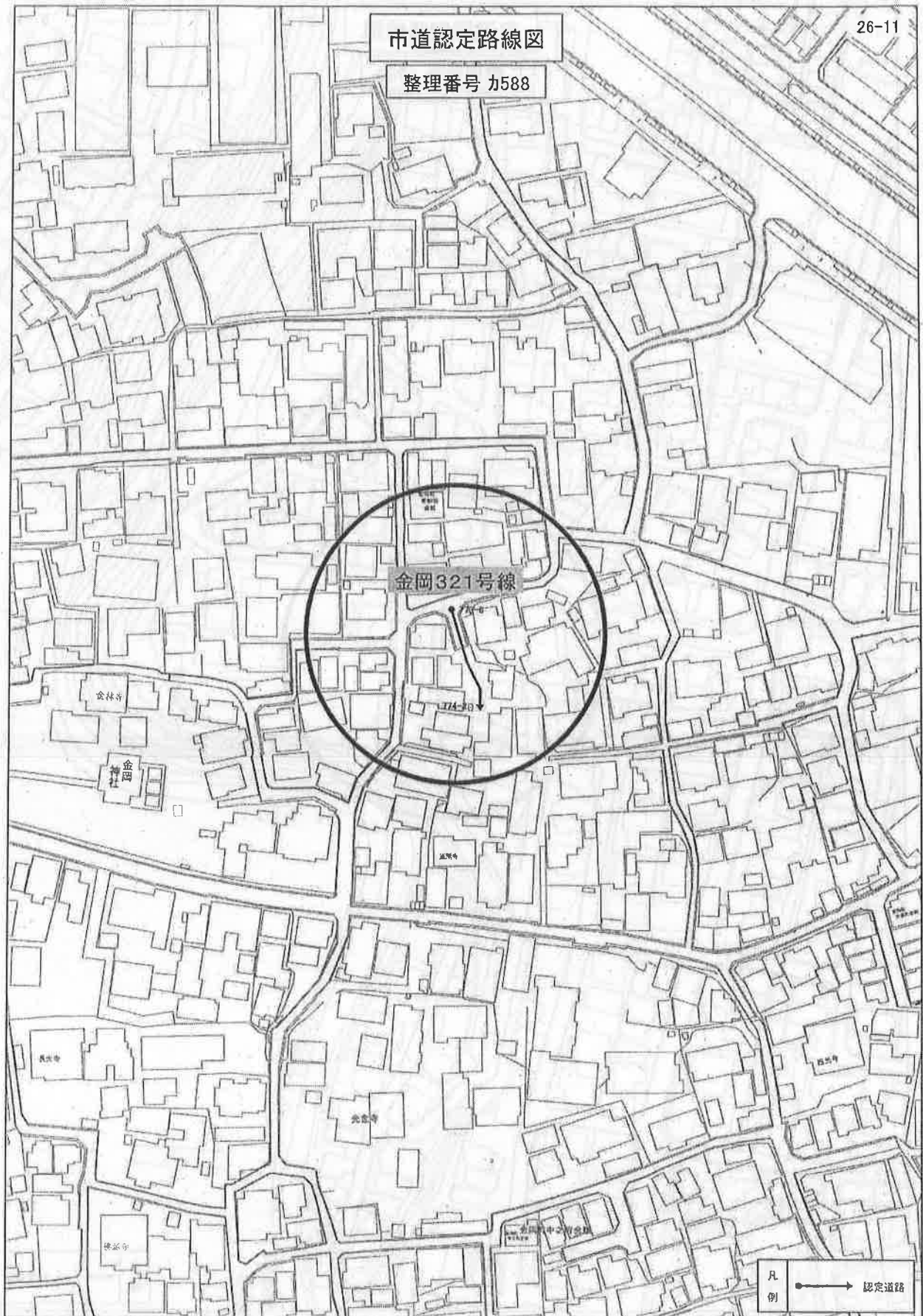
整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付記
ニ283	西野75号線	東区西野547番11地先 東区西野288番77地先		地元要望
カ588	金岡321号線	北区金岡町773番6地先 北区金岡町774番2地先		〃
ヒ951	東山66号線	中区東山388番8地先 中区東山389番1地先		開発に伴う寄付
ヒ952	日置荘西213号線	東区日置荘西町5丁302番1地先 東区日置荘西町5丁302番1地先		〃
ヒ953	引野67号線	東区引野町1丁120番12地先 東区引野町1丁117番7地先		〃
ク602	多治井74号線	美原区多治井797番4地先 美原区多治井797番8地先		〃
ク603	田出井5号線	堺区田出井町698番188地先 堺区田出井町698番180地先		都市計画法第39 条による帰属
ク722	大野芝37号線	中区大野芝町39番5地先 中区大野芝町39番14地先		〃
ハ1040	土師214号線	中区土師町5丁219番11地先 中区土師町5丁219番4地先		〃
ノ125	野尻60号線	東区野尻町270番18地先 東区野尻町270番8地先		〃

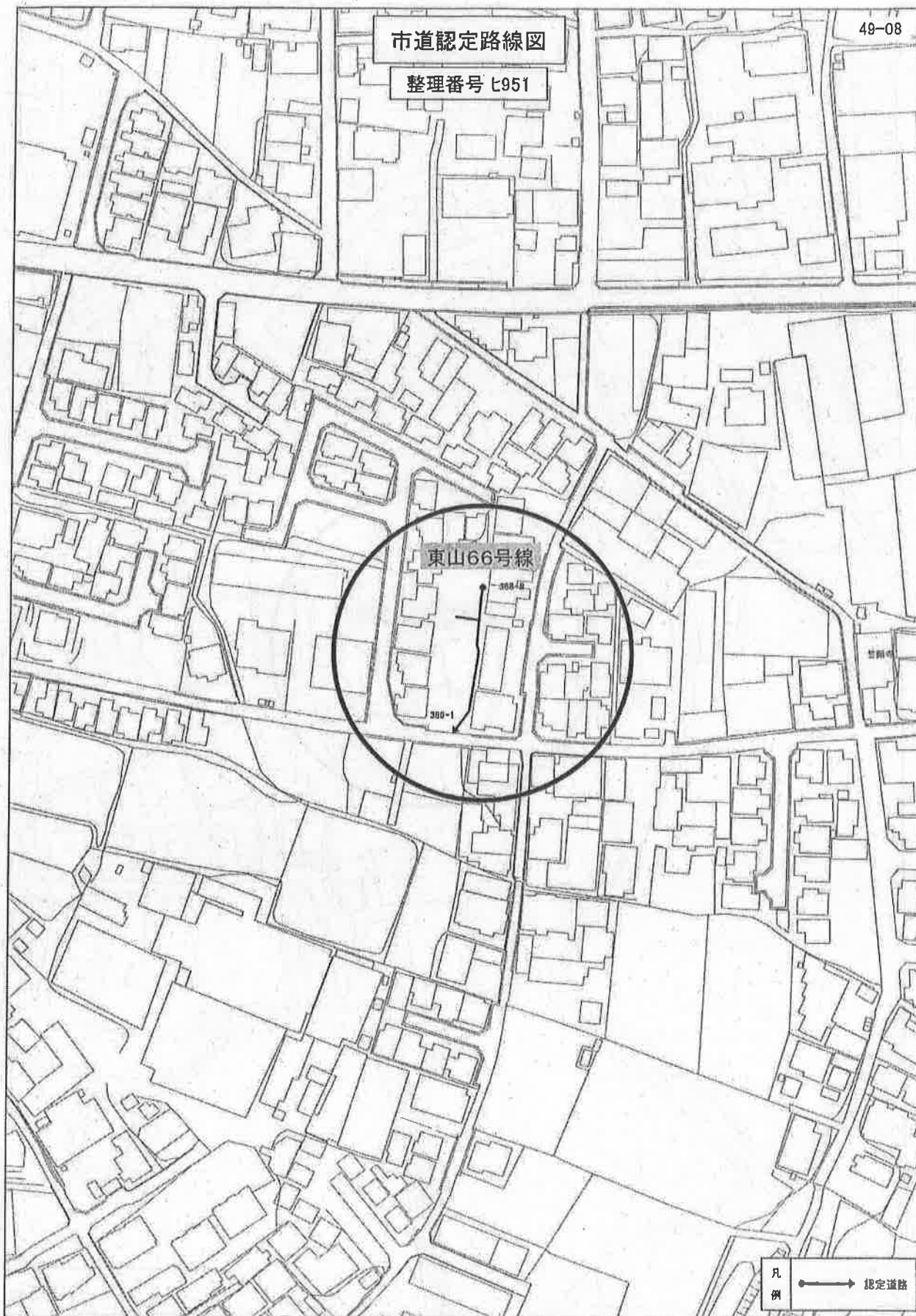


市道認定路線図

整理番号 力588

26-11





市道認定路線図

整理番号 ㊦952

42-03

日置荘西町
つばめ公園

日置荘西町
つばめ公園

日置荘西213号線

302-1

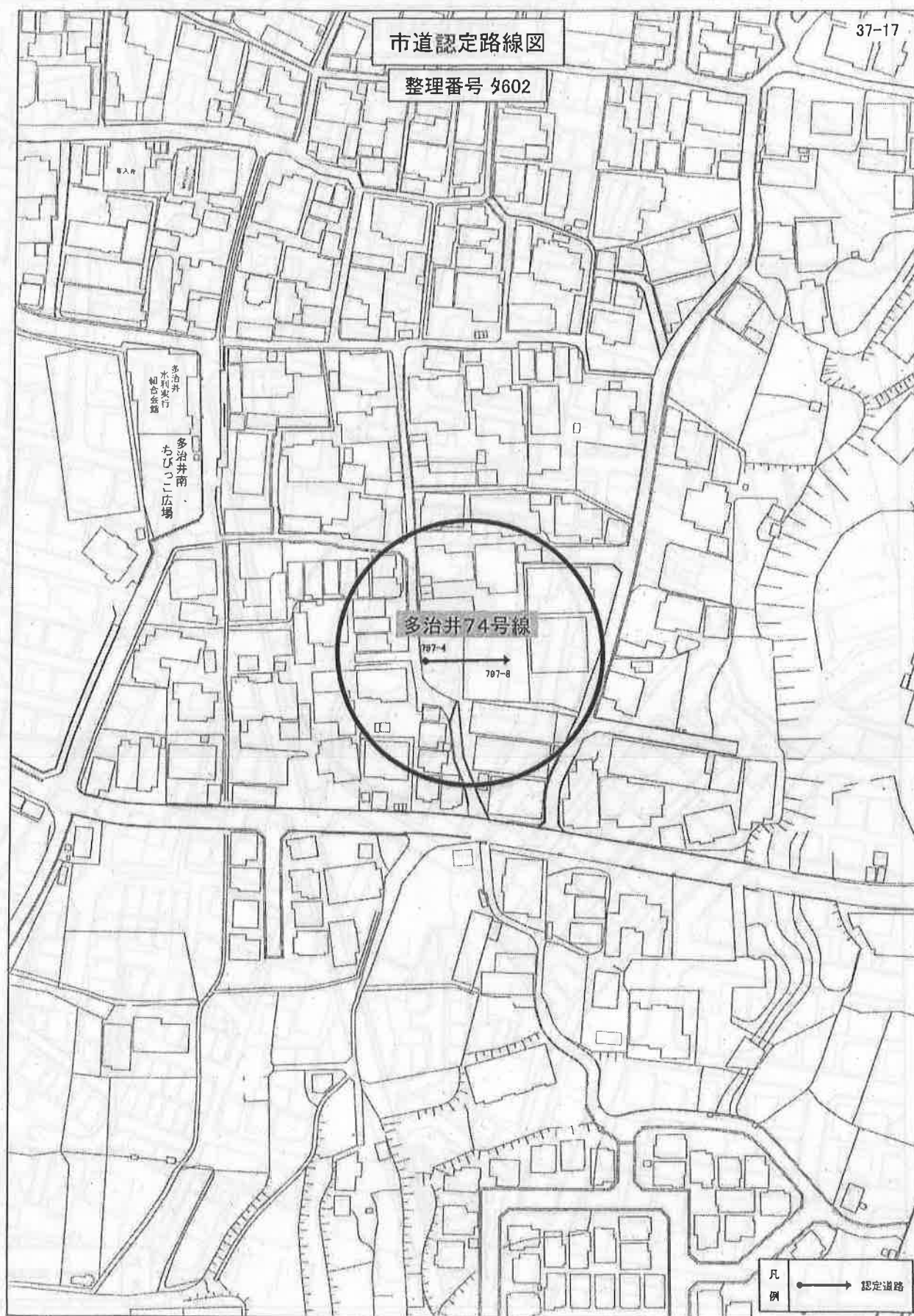
302-1

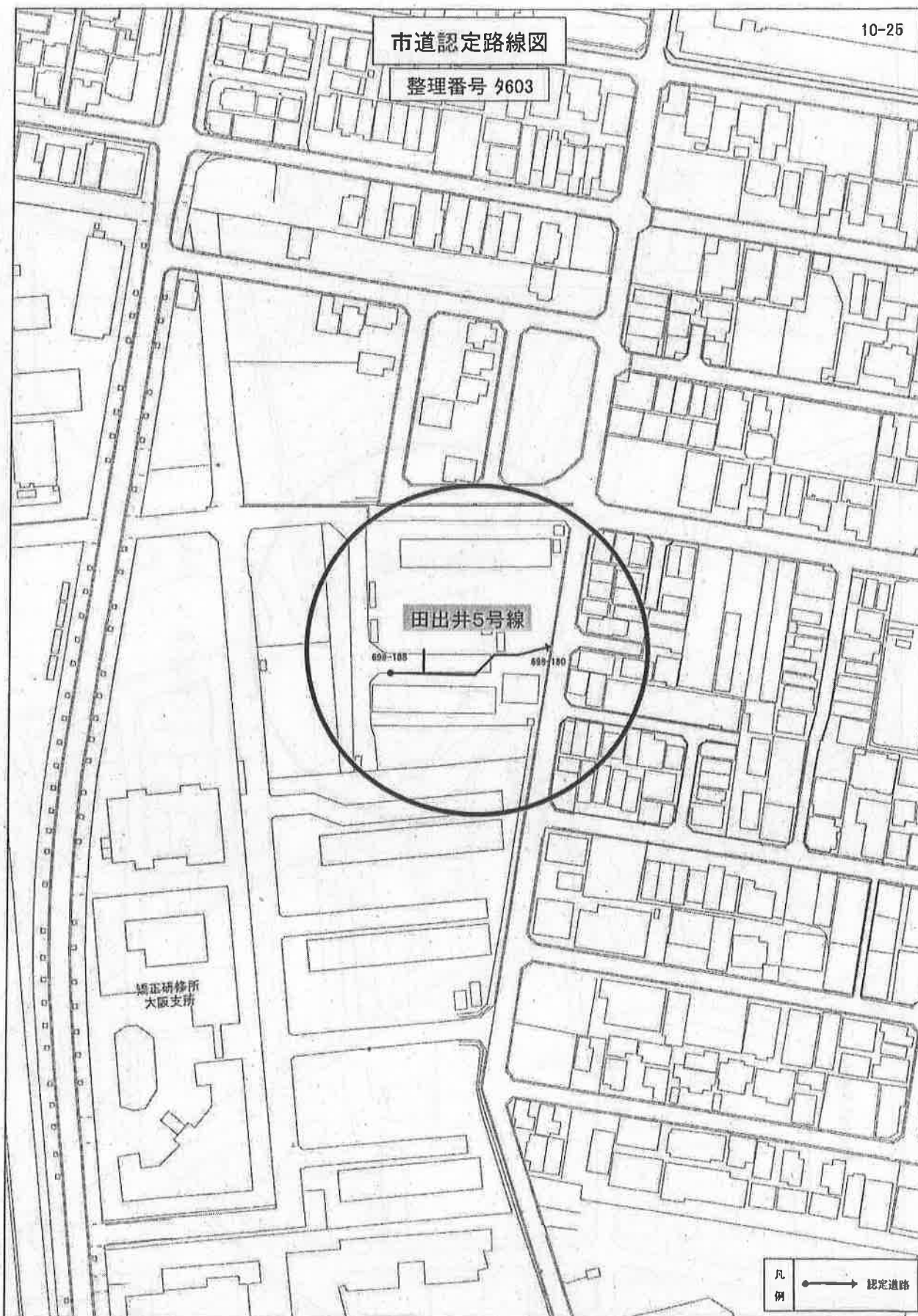
凡例
→ 認定道路

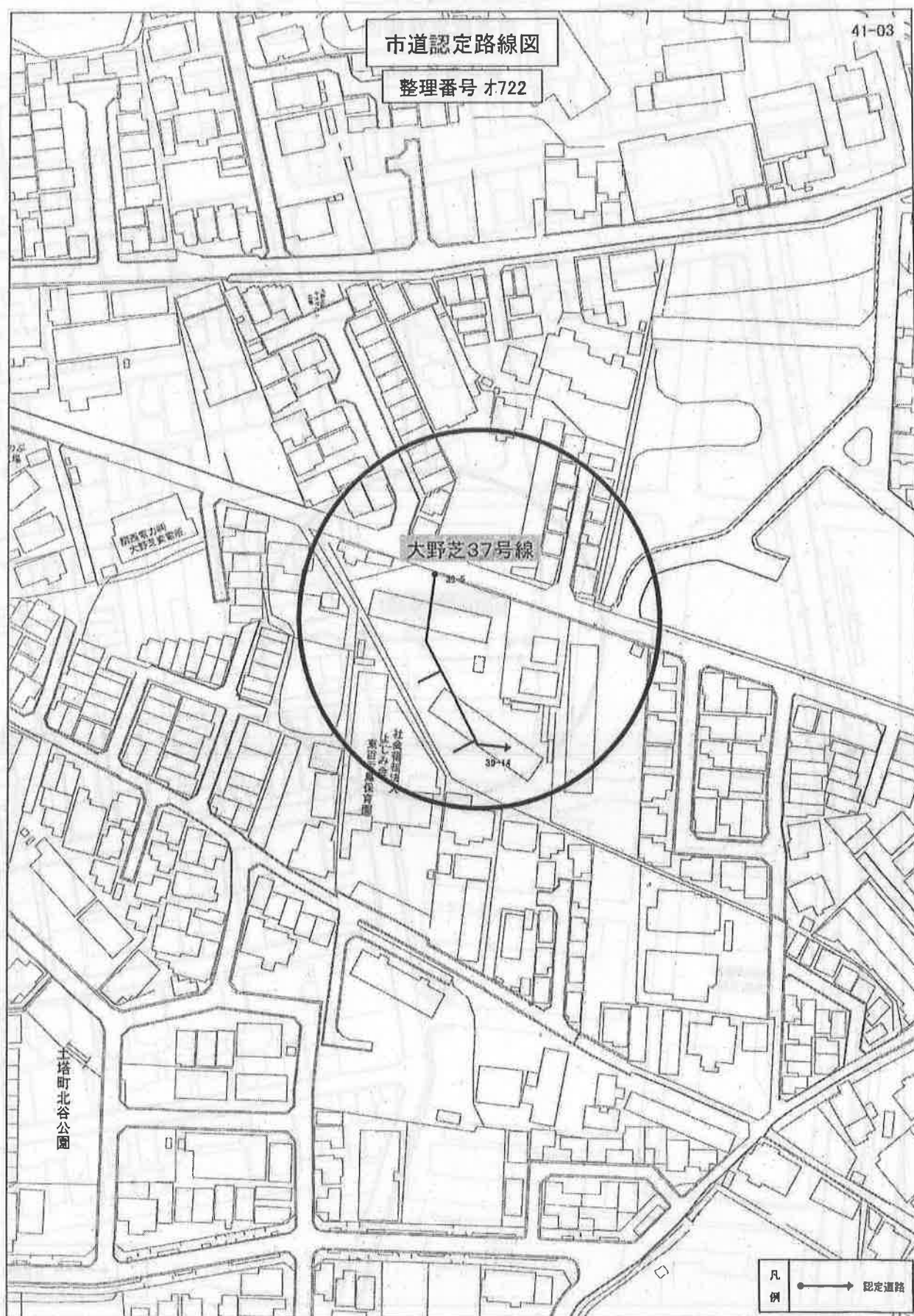
市道認定路線図

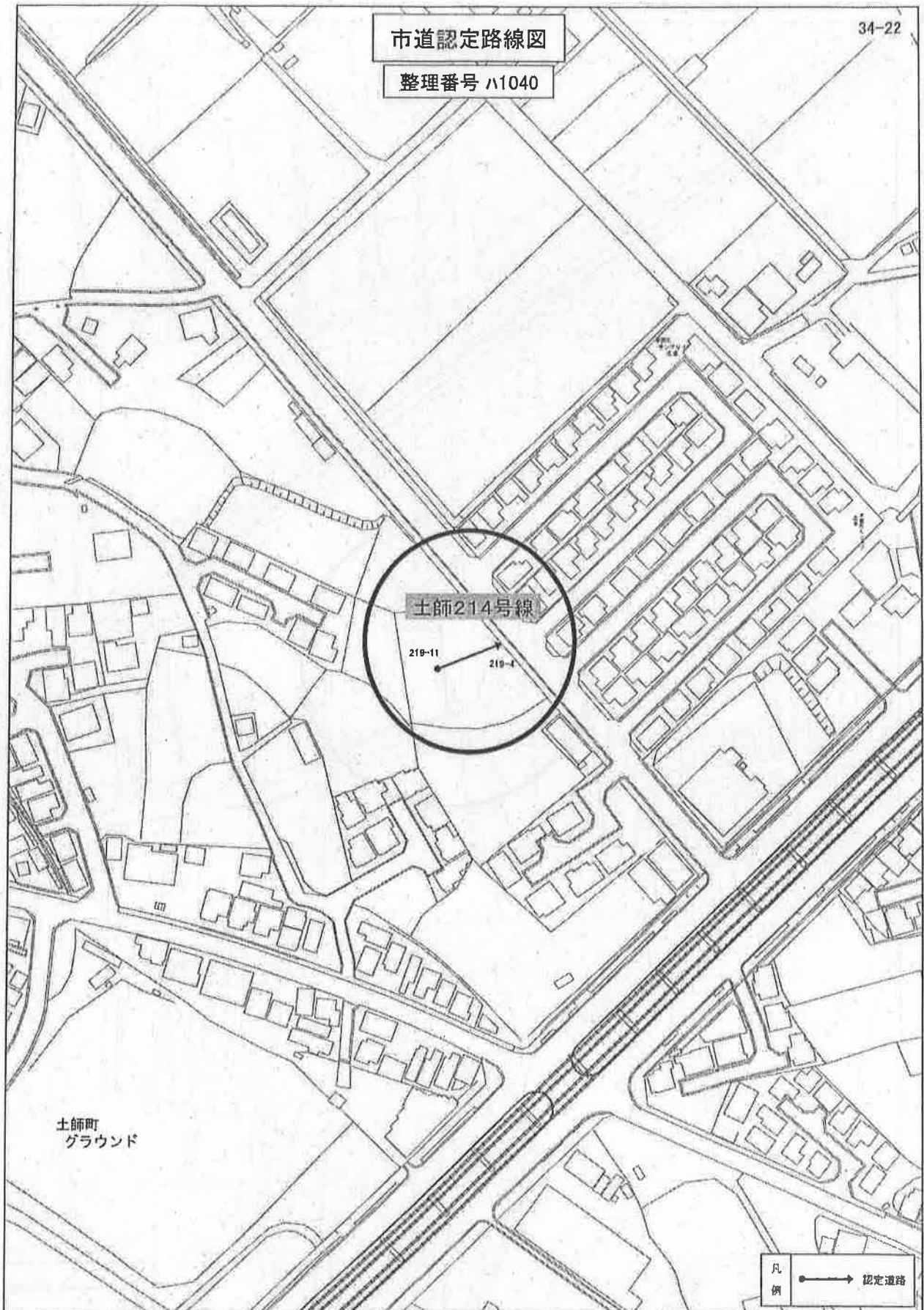
整理番号 7953











市道認定路線図

35-16

整理番号 /125

野尻60号線

270-18

270-8

凡
例

→ 認定道路

調停の申立ての専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 40 号

調停の申立ての専決について

調停の申立てについて、次のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 1 日

堺市長 永 藤 英 機

〔専決する理由〕

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

次のとおり調停を申し立てる。

1. 事件名 損害賠償請求調停申立事件

2. 当事者 申立人 堺 市

相手方 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

株式会社日立製作所

代表執行役 東原 敏昭

3. 申立ての趣旨

(1) 相手方は、申立人に対し金 40,036,000 円を支払え。

との調停を求める。

調停の申立てについて

平成 30 年度介護保険普通調整交付金について、算定基礎となる所得段階別被保険者数を誤ったため、本来交付されるべき金額より 40,036,000 円少なく交付された件について、被保険者の負担とならないよう、データの抽出及びカウント作業を行った相手方に対し、過少交付となった金額について負担を求めるものである。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
29	1.7.8	269,793	堺市北区 * * * * * * * * * *	* * * * * * * *	平成29年11月22日(水) 午後3時30分ごろ、堺市 北区北花田町2丁212-3 番地先において、相手 方が市道北花田10号線 を歩行中、浮き上がった 側溝蓋の段差につま ずき転倒し負傷したも の。
30	1.7.8	342,742	愛媛県松山市 * * * * * * * * * * * *	* * * * * * * *	平成30年3月2日(金) 午後7時ごろ、堺市中区 平井287-1地先におい て、相手方が府道泉大 津美原線(現)を歩行中、 連続的に設置している 側溝蓋の一部が欠如し ており、その開口部に 足を踏み入れ転倒し左 足を負傷したものの。
31	1.7.8	13,383	堺市東区 * * * * * * * * * *	* * * * * * * *	令和元年5月2日(木) 午前9時ごろ、堺市東区 菩提町3丁30-1番地先 において、相手方の車 両が市道石原菩提1号線 を走行中、路面の剥離 によるくぼみで、左前 輪のタイヤを損傷した もの。
37	1.7.30	35,607	和泉市 * * * * * * * * * *	* * * * * * * *	令和元年5月29日(水) 午後8時10分ごろ、堺市 西区石津西町地先にお いて、相手方の車両が市道 臨海1号線を走行中、 路面の剥離によるくぼ みで、右側前輪及び右側 後輪のタイヤを損傷した もの。

(公園緑地部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
33	1.7.11	11,000	堺市東区*** ***** ***	*****	平成31年2月22日(金) 午後3時ごろ、堺市東区 白鷺町1丁1181番1白鷺 公園において相手方の 車両が駐車場出入口付 近で車止めの基礎部分 に乗り上げ、左後方の タイヤがパンクしたも の。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
32	1.7.11	訴えの提起について	堺市堺区**** ****堺市営** *****の 住宅の明渡し並び に住宅使用料78,400 円及び住宅使用料 相当損害金	堺市堺区**** ***** 堺市営**** *****	*****
34	1.7.11	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市営 *****の 住宅の明渡し並びに 住宅使用料355,400 円及び住宅使用料相 当損害金	堺市西区**** ***** *** 堺市営**** *****	*****
35	1.7.11	訴えの提起について	堺市西区***** ***** * 堺市営***** *****の住宅 の明渡し並びに住 宅使用料 219,000 円 及び住宅使用料相 当損害金	堺市西区**** ***** *** 堺市営**** *****	*****

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市堺区*****堺市営***** *****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金78,400 円及び入居承認取り消 しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅 使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営 *****の入居名義人 である*****は、住宅使用料を長 期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り 消し、同住宅の明渡しを請求する とともに、住宅使用料78,400円及び 住宅使用料相当額の損害金の支払を 求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市西区*****堺市営***** *****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金355,400円及び入居承認取り消 しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅 使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市西区***** 堺市営*****の入居名義 人である*****は、住宅使用料 を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り 消し、同住宅の明渡しを請求する とともに、住宅使用料355,400円及び 住宅使用料相当額の損害金の支払を 求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市西区*****堺市営 *****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 219,000 円及び入居承認取り消 しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅 使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市西区***** *****堺市営*****の 入居名義人である*****は、住 宅使用料を長期間にわたって滞納し ている。 このため、同住宅の入居承認を取り 消し、同住宅の明渡しを請求する とともに、住宅使用料 219,000 円及 び住宅使用料相当額の損害金の支払 を求める訴えの提起を行うもの。

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
36	1.7.11	訴えの提起に ついて	堺市北区**** *****堺市営 ***** **の住宅の明渡し 並びに住宅使用料 354,000円及び住宅 使用料相当損害金	堺市北区*** ***** 堺市営**** *****	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市北区 **** *堺市営* *の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金354,000円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡し等請求事件 堺市北区 **** *堺市営* *の入居名義人である*は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料354,000円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

3 市長の専決事項の指定第5項

(行政部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契 約 金 額
			住 所	氏 名	
39	1.8.1	堺保健センター・市民駐車場建設外工事に伴う電気設備工事	大阪市北区 与力町1番 27号	三栄・西尾建設 工事共同企業体 代表構成員 三栄電気工業 株式会社 大阪支店 取締役支店長 早川昭二 他の構成員 株式会社 西尾電設 代表取締役 西尾崇	変更前 379,080,000 円 (消費税額等 28,080,000 円) 変更後 380,782,800 円 (消費税額等 28,234,800 円)

(学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契 約 金 額
			住 所	氏 名	
38	1.7.31	金岡小学校 校舎改築工事	堺市堺区永 代町5丁1 番10号	株式会社 綿麻建設 代表取締役 中東栄	変更前 1,121,719,341 円 (消費税額等 83,090,321 円) 変更後 1,126,481,604 円 (消費税額等 83,523,254 円)

による専決処分

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
1,702,800 円 (消費税額等 154,800 円)	平成 31 年 3 月から適用する公共 工事設計労務単価の運用に係る特例 措置による増額	国からの要請に伴い、賃金等 の高騰に対処するために、「平成 31 年 3 月から適用する公共工事 設計労務単価」の運用に係る特 例措置に基づき、契約金額の増 額変更を行うもの。

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
4,762,263 円 (消費税額等 432,933 円)	請負代金額の増額変更	国からの要請に基づき、賃金 等の高騰に対応するために、工 事請負契約書第 24 条 3 項に規定 するインフレスライド条項を適 用し、契約を変更するもの。

堺市行政資料番号
1-B2-19-0091



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。